

## 2 強盗罪

75	★ ★ ★	強盗罪（236 I）における「暴行・脅迫」の意義	<b>財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行・脅迫</b> （最狭義の暴行、最判昭 23. 11. 18）
76	★ ★ ★	暴行・脅迫が相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるか否かは、いかなる基準で判断すべきか	客観説（判例、通説） <b>暴行・脅迫自体の客観的性質により、一般人を標準に判断する</b> ※なお、客観的に反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えた以上は、相手方が現実には反抗を抑圧されたかどうかを問わず、実行の着手が認められる
77	★ ★	強盗罪における「強取」の意義	①暴行・脅迫により、②相手方の反抗を抑圧し、③その意思によらずに財物を自己又は第三者の占有に移すこと（＝暴行・脅迫から財物奪取までの間（①～③）に因果関係があることが必要）
78	★ ★ ★	「強取した」といえるためには、被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか（例：客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫が加えられたが、被害者の反抗は抑圧されず、憐憫の情から財物を交付した場合）	必要説（通説） ∵強盗は暴行・脅迫を手段とする財産犯 →暴行・脅迫と財物奪取との間に因果関係がない以上、「強取」とはいえず、未遂にとどまる ※なお、判例（最判昭 24. 2. 8）は、客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えたが、被害者は単に畏怖したにすぎず財物を任意に交付した場合において、強盗既遂罪の成立を認めている（不要説）
79	★ ★ ★	財物の占有を確保した後に被害者を殺害しようとした場合の処理（例：被害者から覚せい剤を取得して占有を確保した後に、覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために被害者を殺害しようとした場合）	最決昭 61. 11. 18 「犯人による拳銃発射行為は、被害者を殺害して同人に対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされていたその代金の支払を免れるという <b>財産上不法の利益を得るためになされたことが明らかであるから、右行為はいわゆる 2 項強盗による強盗殺人未遂に当たる</b> といふべきであり……、先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体としては、窃盗罪又は詐欺罪のいずれに当たるにせよ、……本件は、その罪と（2 項）強盗殺人未遂罪のいわゆる包括一罪として重い後者の刑で処断すべき」

80	★ ★ ★	<p>暴行・脅迫を加えて被害者の反抗が抑圧された後の段階で、はじめて財物奪取の意思を生じ、奪取行為に及んだ場合、強盗罪は成立するか</p>	<p><b>新たな暴行・脅迫がある場合に限り、強盗罪の成立を肯定</b></p> <p>∴強盗罪は相手方の反抗を抑圧するに足りる暴行・脅迫を手段として、財物を奪取する犯罪</p> <p>→暴行・脅迫は財物奪取に向けられたものでなければならない</p> <p>※もともと、反抗抑圧後に財物奪取の意思が生じた場合、その後の暴行・脅迫は「自己の先行行為によって作出した反抗抑圧状態を継続させるに足りる暴行、脅迫があれば十分であり、それ自体反抗抑圧状態を招来するに足りると客観的に認められる程度のものである必要はない（大阪高判平元. 3. 3）」として、通常の強盗の手段より軽度で足りるとしている</p> <p>※また、被害者が緊縛された状態にあり、実質的には暴行・脅迫が継続していると評価できる場合には、「新たな暴行・脅迫がなくとも、これに乗じて財物を取得すれば、強盗罪が成立する（東京高判平 20. 3. 19）」としている。その理由として、同判例は、「緊縛状態の継続は、それ自体は、厳密には暴行・脅迫に当たらないとしても、逮捕監禁行為には当たりうるものであって、被告人において、この緊縛状態を解消しない限り、違法な自由侵害状態に乗じた財物の取得は、強盗罪に当たる」ことをあげている</p>
81	★	<p>居直り強盗の意義</p>	<p>当初は窃盗の意思であったが、窃盗が既遂になる前に（物色中のみならず実行の着手前の段階も含む）家人に発見されるなどしてその者に対し財物強取に向けられた暴行・脅迫を加えるに至った場合</p> <p>→事後強盗罪でなく、単純な強盗罪である</p> <p>∴238条所定の目的ではなく、財物を奪取する意思で暴行・脅迫を加えているとの点で事後強盗罪（238）とは区別される</p>